

○大府市英語検定及び数学検定成績優秀者表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）及び公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定（以下「数学検定」という。）において、優秀な成績を収めた小学生及び中学生並びに英語検定において優秀な成績を収めた高等学校等に在籍する生徒（以下「高校生等」という。）に対して行う英語検定及び数学検定成績優秀者表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国立、私立又は公立の高等学校（専攻科及び別科を除く。）
- (2) 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
- (3) 特別支援学校の高等部
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- (5) 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年4月1日号外務省令第13号）で定めるものに限り、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものを含む。）

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、市内に在住する小学生、中学生又は高校生等のうち、次条に定める表彰の選考基準に該当するものとする。

(表彰の名称等)

第4条 表彰の名称及び選考基準は、次表のとおりとする。

| 名称 | 選考基準 |
|-------|---|
| ミモザ賞 | 英語検定を受検し、受検時に次の基準に該当するもの 1 小学校1年生から3年生までで3級以上に合格したもの 2 小学校4年生から6年生までで準2級以上に合格したもの 3 中学生で準1級以上に合格したもの 4 高校生等で1級に合格したもの |
| 永田雅宜賞 | 数学検定を受検し、受検時に次の基準に該当するもの 1 小学生で3級以上に合格したもの 2 中学生で準2級以上に合格したもの |

(表彰の実施)

第5条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特別の事情があると認めるときは、その都度これを行うことができる。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は、第4条に規定する選考基準に基づき、大府市教育委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

（表彰の方法）

第7条 委員会は、前条の規定により決定された被表彰者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。